

総行選第64号

平成25年6月28日

各都道府県知事  
各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務大臣

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

第183回国会において成立をみた衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「区割り改定法」という。）は、平成25年法律第68号をもって、本日公布、施行されました。これにより、既に平成24年11月26日に公布されている衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成24年法律第95号。以下「緊急是正法」という。）のうち公職選挙法の改正規定は、区割り改定法の公布の日から起算して1月を経過した日（平成25年7月28日。以下「一部施行日」という。）から施行することとされました。

また、今回の改正に伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）が平成25年政令第194号をもって、本日公布され、一部施行日から施行することとされました。

今回の区割り改定法による緊急是正法の改正は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の改定を行うことを目的として行われたものです。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても今回の施行に係る区割り改定法等の趣旨の周知徹底を

図るとともに、その運用に遺憾のないよう、格別のご配慮をお願いします。

## 記

### 第1 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に関する事項

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区について、平成22年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、17都県において42選挙区の改定を行うものとされ、具体的な選挙区は、区割り改定法による改正後の緊急是正法による改正後の公職選挙法（以下「新公選法」という。）別表第一で定めるものとされたこと（新公選法別表第一関係、別添参照。）。

なお、福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数は、それぞれ1ずつ減少して、3から2となるものであること。

### 第2 政治活動に関する立札及び看板の類に関する事項

衆議院（比例代表選出）議員の選挙の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）又は当該公職の候補者等に係る後援団体が掲示することができる政治活動に関する立札及び看板の類の総数は、選挙区内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数に11となる四国選挙区については、公職の候補者等にあつては22、後援団体にあつては33とされたこと（改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）第110条の5第1項第2号関係）。

### 第3 施行期日等に関する事項

- 1 緊急是正法のうち公職選挙法の改正規定及び改正令は、それぞれ一部施行日から施行するものとされたこと（区割り改定法による改正後の緊急是正法（以下「新緊急是正法」という。）附則第1条及び改正令附則第1項関係）。
- 2 新公選法の規定は、衆議院議員の選挙については一部施行日以後初めてその期日を公示される総選挙（以下「次回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙

(衆議院議員の選挙を除く。)については、なお従前の例によることとされたこと(新緊急是正法附則第2条関係)。

したがって、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院(小選挙区選出)議員の補欠選挙等については、緊急是正法による改正前の公職選挙法別表第一で定める改定前の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区で行われるものであること。

また、県の区域内の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区の数が3から2となる福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県については、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院(選挙区選出)議員の選挙及び都道府県知事選挙において、公職の候補者が頒布することができる選挙運動用の通常葉書及びビラの枚数並びに確認団体が開催することができる政談演説会の回数等は、緊急是正法による改正前の当該県の区域内の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区の数、すなわち3を基礎として算定されるものであること。

- 3 新令第110条の5第1項第2号の規定は、次回の総選挙から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと(改正令附則第2項関係)。
- 4 新公選法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成25年3月28日(以下「基準日」という。)現在によったものであって、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすものとされたこと(新緊急是正法附則第3条関係)。

## 改定を行う衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区

		選挙区数	都道府県数	改定を行う選挙区
1, 人口の最も少ない県の区域内の選挙区の改定に伴うもの 【緊急是正法附則第3条第2項第2号イ】		2	1	鳥取県（1区、2区）
2, 選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの 【緊急是正法附則第3条第2項第2号ロ】		15	5	福井県（1区、2区、3区） 山梨県（1区、2区、3区） 徳島県（1区、2区、3区） 高知県（1区、2区、3区） 佐賀県（1区、2区、3区）
3, 較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区（1, 2に該当する選挙区を除く。）の改定に伴うもの 【緊急是正法附則第3条第2項第2号ハ・ニ】		25	11	
（内訳）	下限人口を下回る選挙区の改定に伴うもの	17	8	青森県（2区、3区） 岩手県（2区、3区） 宮城県（4区、5区、6区） 茨城県（4区、5区） 和歌山県（2区、3区） 愛媛県（2区、4区） 長崎県（3区、4区） 熊本県（4区、5区）
	上限人口を上回る選挙区の改定に伴うもの	8	3	千葉県（4区、13区） 東京都（5区、6区、16区、17区） 神奈川県（10区、18区）
合 計		42	17	

(参考) 選挙区を変更しない都道府県

30 道府県

北海道、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

注1) 緊急是正法で定める改定対象選挙区の区分による。

注2) 改定後の選挙区の数、2の改定に伴い選挙区の数が増加するため、17都県37選挙区となる。

注3) 「較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区」とは、緊急是正法で定める人口最小選挙区（改定後の鳥取県第2区）の人口以上当該人口の2倍未満の基準（291,103人～582,205人）に適合しない選挙区である。